

# CCIとちぎ援助規程

(目的)

第1条 この規程は、栃木県魅力ある建設事業推進協議会（CCIとちぎ）規約第3条の規定により、公共機関等が行う各種事業の援助に関する基準を定める。

(援助の対象)

第2条 各種事業の援助対象は次のとおりとする。

① 災害対策支援事業

災害発生時に、建設業界による自主的な災害復旧活動の支援や、被災地への物資の支援等を行うものを対象とする。

② 建設ふれあい事業

工事現場等に地域住民を招待し、施工過程における工事状況の紹介等により公共工事等の必要性や重要性の理解促進に貢献するものを対象とする。

③ 土木の日関連事業

「土木の日（11月18日）」に関連した、建設事業の正しい理解と健全な育成を図るためのイベント等を実施するものを対象とする。

④ 現場見学会事業

技術者の技術力向上や意識の高揚を図るための現場見学会や、建設産業への理解と関心を深めてもらうため学生・生徒・児童等を対象に開催する現場見学会を対象とする。ただし、学校が独自で行う行事には援助をしない。

⑤ クリーンアップ事業

県内の道路、河川、公園等の清掃・美化作業を通じて地元社会に貢献し、建設業のイメージアップを図ることを目的とした次の事業を対象とする。ただし、愛ロードとちぎ、愛リバーとちぎ、愛パークとちぎとして行う事業には援助をしない。

(1) 道路、河川並びに周辺の清掃作業

(2) 公有地等で管理者が常駐しない空き地等の清掃作業

(3) 道路、河川、公有地等で特に美化を必要とする場合の美装化

(4) その他、公共施設等の清掃美化

⑥ 講師派遣事業

高校、大学等に建設事業の第一線で活躍する人材を講師として派遣することにより、今後を担う若い人材に対し建設事業の重要性、必要性及び最新技術等の理解促進を図るものを対象とする。実施については、『CCI講師派遣事業実施規程』によるものとする。

⑦ 魅力発信・担い手確保推進事業

公共機関等が行う建設業のPR及びイベント等で、建設業のイメージアップに貢献するものを対象とする。ただし、建設機械の展示及び搭乗体験のみ行う事業には援助をしない。

若手技術者や女性技術者等の新規入職者を確保するため、働きやすい・働きがいのある建設業を目指し、建設業の担い手確保の取り組みに貢献するものを対象とする。

⑧ 技術力継承事業

技術力の維持・継承を図るために行う取り組みを対象とする。

⑨ その他の事業

その他、CCIとちぎ規約第2条（目的）を達成するために必要な事業を対象とし、幹事会をもって決定する。

（申請手続）

第3条 援助を申請する場合は、原則として、事業を実施する前にCCIとちぎ事業申請書（様式-1）を会長に提出するものとする。講師派遣事業については、『CCI講師派遣事業実施規程』によるものとする。

（審査）

第4条 審査は、CCIとちぎ事務局が行い、承認した場合は、CCIとちぎ事業承認書（様式-2）により申請者に通知するものとする。

（援助金）

第5条 援助金は、原則として各事業の予算の範囲内において支給する。ただし、各事業において各々の予算を超過する場合は、幹事会に諮り事業費全体の予算の範囲内で調整の上支給できるものとする。

① 災害対策支援事業

事業経費の全額を限度額とする。

② 建設ふれあい事業

申請1件に対して、事業経費の1/2を限度額とする。

③ 土木の日関連事業

事業経費の全額を限度額とする。

④ 現場見学会事業

申請1件に対して、事業経費の1/2かつ100,000円を限度額とする。

⑤ クリーンアップ事業

申請1件に対して、事業経費の1/2かつ100,000円を限度額とする。

⑥ 講師派遣事業

(1) 1回の講師料は20,000円とする。

(2) 資料については、必要と認められる範囲内において援助する。

(3) 講師が県職員の場合には講師料は払わず、資料については上記(2)による

。

⑦ 魅力発信・担い手確保推進事業

申請1件に対して、事業経費の2/3かつ100,000円を限度額とする。

⑧ 技術力継承事業

事業経費の全額を限度額とする。

⑨ その他の事業

事業経費の全額を限度額とする。

(完了報告)

第6条 事業が完了した場合は、速やかにCCIとちぎ援助金申請書(様式-3)を会長に提出するものとする。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規定は、令和4年4月1日から施行する。

この規定は、令和5年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。